**大阪府入札監視等委員会 入札監視第２部会　平成27年度第３回定例会議　議事概要**

１　開催日時　　平成２８年２月１０日（水）　午後１時３０分から午後４時５分

２　場所　　プリムローズ大阪　２階「羽衣」

３　出席委員　　４名

４　審議対象期間　　平成２７年８月１日から平成２７年１１月３０日まで

５　会議の概要　　審議対象期間中の、入札方式別の発注案件の状況、入札参加停止措置等の状況、談合情報等の処理状況について事務局、担当課から内容の説明を求めた上で審議を行った。

また、大阪府が契約締結した建設工事（予定価格250万円を超えるもの）、測量・建設コンサルタント等業務（予定価格100万円を超えるもの）、委託役務業務（予定価格100万円（物件の借入れについては、80万円）を超えるもの）、物品購入（予定価格160万円を超えるもの）総契約件数575件の中から次の13件を委員が任意抽出し、事案ごとに担当の発注部局から入札・契約の過程及び内容の説明を求めた上で審議を行った。

 (抽出事案一覧)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札方式 | 案　　件　　名 | 契約金額(円) |
| 建設工事 | 一般競争 | 大阪府天満警察署改築工事 | 1,833,840,000 |
| 一般競争 | 大阪府営瓜破西第４期高層住宅（建て替え）新築工事（第２工区） | 615,600,000 |
| 一般競争 | 大阪府立国際会議場電気設備改修工事 | 116,316,000 |
| 一般競争 | 大阪府立豊中高等学校外５校特別教室空調設備工事 | 85,702,320 |
| 一般競争 | 大阪府立消防学校訓練塔外３件府有建築物保全外壁改修工事 | 13,910,400 |
| 随意契約 | 信号機改良工事（第47回）（機器製作）（その2） | 11,880,000 |
| 測量・建コン | 一般競争 | 大阪府営千代田台住宅耐震改修工事監理業務 | 11,880,000 |
| 一般競争 | 大阪府営豊中新千里北住宅（建て替え）分筆その他測量業務 | 6,221,880 |
| 随意契約 | 大阪府立城東工科高等学校福祉整備工事監理業務（その２） | 1,209,600  |
| 委託役務 | 一般競争 | 税務窓口業務等委託業務 | 1,090,800,000 |
| 一般競争 | 大阪府都島警察署他放置車両確認事務等業務 | 390,636,000 |
| 一般競争 | 大阪府立阿倍野高等学校他２３校の自家用電気工作物保安管理業務 | 17,100,201 |
| 物品 | 一般競争 | 講義収録及びフィードバック機器他９件（泉大津高等学校）の購入 | 6,372,000 |

６　審議の結果：　抽出した13件の処理状況は概ね適正であると認める。

７　委員からの質問とそれに対する回答：　別紙のとおり

（別紙）

| 質問 | 回答 |
| --- | --- |
| 【大阪府天満警察署改築工事】 |  |
| 　次の案件にも共通するが、技術評価点に基礎点と加算点があるが、基礎点は条件を満たせば100点なのか。 | 基礎点は、評価基準のとおり入札参加資格を満たし、資料の欠落等がなければ100点である。 |
| 　総合評価点の数字は、どのようにして算定されているのか。 | 総合評価点の計算式は、技術評価点を入札金額で割った数字に1億を掛けて算定している。 |
| 　５番目以降は予定価格を超過しているが、点数自体は全業者に付け、予定価格を満たしている中から、総合評価点の一番高い業者を選んでいるのか。 | そのとおりです。 |
| 　本案件と２番の案件とほかに５件の工事が同時に発注されており、２件の特殊工事が含まれているが、何か関連性があるのか。 | 一般工事と特殊工事の発注時期がたまたま重なったもので、特に関連性があるわけではない。 |
| 【大阪府営瓜破西第４期高層住宅（建て替え）新築工事（第２工区）】 |  |
| 　落札率が高いが、どのような理由が考えられるのか。 | 　本案件である第２工区は総合評価方式で、別の構造のものを第１工区として実績申告型で発注している。総合評価方式は資料作成などで業者にとっては少しハードルが高いものになっており、同じ敷地で実績申告型の案件があるので、そちらに応札した業者が多く、さらに本案件のほうの規模が小さいこともあって参加者が少なく、結果的に高落札率になったと推測している。 |
| 　総合評価方式と実績申告型は、どのような区分で実施しているのか。　試行実施した結果は。 | 　12億円以上の府営住宅の新築工事は、総合評価方式で発注していたが、平成25年度から年間２件程度について実績申告型による発注を試行実施している。　試行実施の結果を見るとやはり実績申告型のほうが参加者も多くなる傾向があり、来年度から12億円以上の府営住宅の新築工事は実績申告型で実施したいと考えている。 |
| 　それ以外の工事は、総合評価方式を継続するのか。 | 　６億円以上12億円未満の府営住宅の新築工事は、総合評価方式で今まで通り実施したいと考えている。 |
| 【大阪府立国際会議場電気設備改修工事】 |  |
| 　本工事は施設を使いながら撤去、新設を行う工事であり、工事可能な期間や時間帯が限定されたようだが、工事期間が確保できないというようなことはなかったのか。 | 工事期間を確保するため、夜間は基本的に施設利用がないので、夜間主体の工事とし、施設利用の予約が入っていない期間は予約を入れないように調整した。 |
| 【大阪府立豊中高等学校外５校特別教室空調設備工事】 |  |
| 　辞退者が多いがどのような理由が考えられるのか。 | 入札にエントリーだけをする業者もおり、一定の辞退者は出てくると思っている。今回は、同時期に特別教室の空調工事を５件発注しており、業者は５件を見比べてどれが一番自分たちの業務に合うか選択して入札したと考えられる。また、もし学校との調整がうまくいかない場合、工期を超える可能性があり、そうなるとペナルティーということにもなるためこの案件は辞退しようと考えた者が多くいたようだ。今回は北の地域の高校を対象に発注していたが、豊中のほかにも茨木や高槻の学校もあり、若干工事の対象となるエリアが広かったことも辞退の一因と考えている。 |
| 　６校分ではなく、もっと小さい校数に分けて発注してはどうか。 | 　今回のことを教訓として、発注にあたりもう少し近くの高校を集約したり、校数を５校くらいにとどめるなど方法を検討していきたい。 |
| 【大阪府立消防学校訓練塔外３件府有建築物保全外壁改修工事】 |  |
| 　失格者が多いが、どのような理由が考えられるか。 | 本工事では、４か所の工事場所が離れており、２班体制での並行作業が必要であり、１か所の現場のような１班体制で施工できる場合に比べて、工事に伴う足場やガードマン等の仮設経費が高くなる。失格した業者はこうしたことを考慮せずに入札額を積算し、最低制限価格を下回ったと思われる。また、業者が複数個所の工事積算に慣れていなかったことも失格者が増えた原因だと推測している。 |
| 　平成26年度も同じような工事の入札があったようだが、その時の入札結果はどうだったのか。 | 平成26年度は申込者が82者、辞退者が12者、失格者が35者ということで同様の傾向がある。 |
| 　２年続けて同じ傾向があるということなら、何か工夫したほうがよいのではないか。 | 今回は発注の際の事務量の軽減、入札を行うことにより競争性によるコストダウンを期待して入札を行ったが、この結果を踏まえて検討はしていきたい。 |
| 【信号機改良工事（第47回）（機器製作）（その２）】 |  |
| 　入札時には全業者が2000万円くらいで入札した結果、最低制限価格を下回り失格となり、入札が不調となったにもかかわらず、随意契約では1100万円くらいで契約している。最低制限価格は、その額以下であれば質が保てないということで設定していると聞いているが、結局半値くらいの提示で契約となると最低制限価格を設けた意味がないのではないか。 | 地方自治法においては、競争入札では予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約相手方とすることを原則としている。競争入札参加者がダンピングを行うなど実勢価格に全く合致しない不合理なものが契約相手方になると契約の内容の適正な履行の確保ができないという観点から、不当に低すぎる落札者を排除するために最低制限価格を設定している。一方、随意契約は競争入札を建前とする契約方式の特例ということで、競争によらないで当該案件の履行能力があることを前提として契約の相手方を選定するもので、履行が確保できない額を定めるのが困難であり、地方自治法の原則にのっとり、最低制限制度は設けることができないとされている。今回は業者とメーカーに聞き取りをした結果、品質の保証は確約するとの話があったので契約に至った。 |
| 　法律的にはそうなるのかと思うが、予定価格が高過ぎたということはないのか。 | 予定価格については、適正に算出している。今回は年度末ということもあり、業者の意欲が高く、低価格を承知の上で見積りを提出してきたのだと考えている。 |
| 入札時には2000万円くらいで応札し、見積もりでは1100万円くらいで契約している。予定価格の設定をもう少し実態に近づくように考えていただきたい。 | 予定価格については、各種資料や住宅まちづくり部の積算取扱基準、特殊な機器についてはメーカーからの見積りによって算出しており、入札では７０％あたりで応札してきているので適正とは考えているが、今後、検討はしていきたい。 |
| 【大阪府営千代田台住宅耐震改修工事監理業務】 |  |
|  |  |
| 【大阪府営豊中新千里北住宅（建て替え）分筆その他測量業務】 |  |
| 　多くの応札があり、非常に僅差の応札額が並んでいるが、どんな理由が考えられるか。 | 　入札状況からするとランダムの範囲内に多くの札が入っており、業者にとって積算が容易だったと推測される。 |
| 　積算基準が変わったということだが、改定理由について伺いたい。　業者はどの時点の基準が適用されているか知っているのか。 | 　積算基準は毎年改定されているものであり、今年度も8月1日に改定した。　設計書にどの時点の基準を適用するか明記している。 |
| 　入札参加制限が、府内業者と府外業者で異なるが、以前からそういった取扱いだったのか。また、実際に入札する業者の比率に違いがあるのか伺いたい。 | 　府外業者の制限は従前からの取扱いである。　府内、府外の比率は手元に資料がない。 |
| 【大阪府立城東工科高等学校福祉整備工事監理業務（その２）】 |  |
| 　入札自体は19者の参加申請があったが、取り抜けの結果、落札候補者が失格となり随意契約することとなったとのことだが、どのような条件設定をされていたのか。 | 　入札については、５件の工事監理業務を同じ日程で発注しており、取り抜け方式を採用した。本業務は５番目の案件で、１番目の案件から順番に落札候補者の業者が決まっていき、この業者は次の案件に入札しても失格となるため本件の落札候補者がいなくなったもの。 |
| 　これはよくある話なのか。 | 　この時期は業者も新たな業務に割ける人員が少なくなってくるので、応札者が少ない状況がある。　５件をまとめたのでこういったことになったのかとも考えているが、この案件に関しては取り抜け方式による者以外にも、最低制限価格を僅かに下回った額で応札をした失格者もおり、もう少し適切な札が入っていれば不調にはならなかったと考えている。 |
| 【税務窓口業務等委託業務】 |  |
| 　入札は２者の参加となっているが、事前にどのくらいの参加があるか想定されたか。 | 　内容としては、従事者に特別な技術や資格を求めるものではないことから、ある程度の数の参加があるものと考えていた。 |
| 　今回は、申込者が２者あり、１者辞退して１者入札になったが、前回の参加状況はどうであったか。 | 　前回は６者の申し込みがあり、３者が辞退し３者が応札した。 |
| 　今回、落札率が９９．９５になっていることについてはどのように考えられるか。 | 　予定価格については、内容的には適正と考えているが、人件費が費用全体の９割を占めていることから、事業者側の積算と差が生まれにくかったと推測している。なお、総合評価一般競争入札では予定価格は事前公表となっている。 |
| 【大阪府都島警察署他放置車両確認事務等業務】 |  |
| 　技術評価点が影響し、入札額の高いほうが落札しているが、技術評価点はどのように出されたのか。 | 　技術評価点は３項目設定しており、公平性、適正性、確実性の３点を評価の基準にしている、　公平性は、利害関係による恣意的な確認事務を行わせないようにするために、公平に業務ができる法人かということを得点化している。　適正性は、責任を持って駐車監視員の指導や監督する体制が必要となるので、専門的な知識に基づいての業務管理や正確な判断、臨機応変に対応できる法人かということを得点化している。　確実性は履行期間が３年と長期になることから、財務基盤が安定しているか、確実な業務基盤を持っているかを得点化している。 |
| 　項目は公表されているのか。 | 　公表している。 |
| 　過去実績のない業者が新しく入札した場合、本業者の経験のある業者とは、技術評価点で差は出てくるのか。 | 　提案書を提出させ、その中に会社概要や駐車監視員の指導方法など細かいところも書かれているのでそれを得点化している。新しく入札したところでも、他府県で経験があるといった業者もあるので、技術点に差が出るかどうか一概には言えないところがある。 |
| 【大阪府立阿倍野高等学校他２３校の自家用電気工作物保安管理業務】 |  |
| 　１件にまとめると参加者が限られそうなので、案件を分けたということだが、結果としてはどのような状況だったか。 | 　７件に分けて公告したが、１件は別の業者が、それ以外は本案件と同じ業者が落札した。 |
| 　これからもこのような入札結果の状態が続くのか。 | 　案件をもう少し分けることは改善策として考えており、平成28年度に入札を予定している案件の結果も見た上で、次の入札でもう少し分けた方が効果的なのか検証していきたいと考えている。 |
| 　契約期間は３年だが、期間はこれが標準なのか。 | 　基本的には反復継続業務は３年としている。大阪府長期継続契約に関する条例により特に知事が必要と認める場合は、３年に限らず、２年ないし５年というのはあり得る。 |
| 【講義収録及びフィードバック機器他９件（泉大津高等学校）の購入】 |  |
| 　参考品例の記載があるが、記載のメーカーが応札するのではないのか。 | 　仕様書に対応できる製品を２例ずつ挙げているが、メーカーが直接参加するかどうかは分からない。 |